1. 本計画の基本的考え方及び目的 (計画第1章)

◆本計画の基本方針

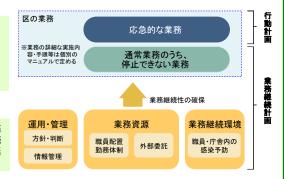
- ○新型インフルエンザ等の脅威から区民を守る(区民の安全確保)
- ○区民の生活に必要不可欠な行政サービスを継続する(区民生活の維持)
- ○区の業務を支える体制を構築する(職員の安全確保、基盤業務の維持)

◆業務継続計画策定の意義

- ○新型インフルエンザ等流行時に継続する業務を特定する。
- ○業務を継続するために必要な体制や環 境を整備する。
- ○業務継続のための課題を整理し、継続 的に本計画を検証・改善する。

◆本計画の内容

本計画では、応急的な業務や通常業務 のうち停止できない業務などの業務継続 性を確保するため、図に示す3つの要素 に関する方針を定める。



◆業務継続計画における地震被害と新型インフルエンザ等被害の相違

項目	地震	新型インフルエンザ等	
事業継続方針	・できる限り業務の継続・早期復旧を図る	・感染リスク、社会的責任、経営 面を勘案し、業務継続のレベルを 決める	
被害の対象	・主として、施設、設備等、社会 インフラへの被害が大きい	・主として、人への健康被害が大きい	
地理的な影響範囲	・被害が地域的・局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)	・被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	
被害の期間	・過去の事例等からある程度の影響想定が可能	・長期化すると考えられるが、不 確実性が高く影響予測が困難	
災害発生と被害制御	・主に兆候がなく突発する ・被害規模は、事後の制御不可能	・海外で発生した場合、国内発生 までの間、準備が可能 ・被害規模は感染対策により左右 される	
事業への影響	・事業を復旧すれば業績回復が期待できる	・集客施設等では長期間利用客等 が減少し、業績悪化が懸念される	

出典:内閣府「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日)」

2. 事態想定 (計画第2章)

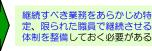
本計画の策定においては、危機管理の観点から最悪の事態を想定して病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、平成21年4月に発生した新型インフルエンザA(H1N1)のような弱毒性の場合にも柔軟に対応できる計画となるよう配慮した。

また、国は、新型インフルエンザ等対策行動計画において、「全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定される」としている。本計画においてもピーク時の欠勤率を40%として計画の策定を行うものとする。

3. 区の優先業務 (計画第3章)

◆業務絞込みの必要性

- ○応急的に実施する業務が新たに発生
- ○職員やその家族などが罹患することで、職員数が減少
- ○業務を継続することで感染を拡大させてしまうおそれ



◆優先業務と停止業務

優先業務とは、新型インフルエンザ等発生時に、新たに実施すべき応急的な業務と、新型インフルエンザ等発生時にも決して停止することができない通常業務の両方の業務をあわせたものをいう。 停止業務とは、不急の業務や、感染拡大のおそれがある業務などで、新型インフルエンザ等発生後に一時的に停止する業務をいう。

◆優先業務の選定基準

優先業務を選定するため、次に示す基準でS業務、A業務、B業務、C業務の4つに区分する。「S業務」は、新型インフルエンザ等への応急的な対応のために新たに発生する業務である。次に、区の通常業務は、「A業務/B業務/C業務」の3つに区分する。

「A業務」は、新型インフルエンザ等発生時に、区民の生活に必要不可欠な行政サービスとして 位置づけられるものであり、区民の生命と健康維持や区民生活維持などのために決して停止できな いものである。

「C業務」は、感染拡大につながる業務や、不急の業務であるためにピーク時以前から、積極的に停止できるような業務とする。

「B業務」は、A業務とC業務の中間的な位置づけの業務とし、新型インフルエンザ等流行の ピーク時には停止が可能な業務とする。なお、ピーク時の期間を厳密に設定することはできないが、 本計画では行動計画に基づき2週間程度とした。

優先度		対象業務	選定基準
応急業務	S業務	· 行動計画対象業務	新型インフルエンザ等への応急的な対応のために新 たに発生する業務
	A 業 務	・区民の生命と健康を守るための業務 ・区民生活の維持に関わる業務 ・区の基盤維持に関わる業務 ・停止することが著しく法令違反になる業務	通常業務のうち、新型インフルエンザ等発生時に決して停止できない (継続しなければならない) 業務 (体制の強化あるいは実施手段の変更、体制の縮小をして継続する場合を含む)
通常業務	B業務	・A業務、C業務以外の業務	通常業務のうち、ビーク時に停止できる業務 ※ビーク時の期間を厳密に設定することはできないが、2週間程度のイメージ
	C業務	・感染拡大につながる業務 (多数の人が集まる業務・施設、例えば「学校」、「集会施設」等) ・不急の業務 (約8週間の停止が許容される不急の業務、例えば「企画・計画」、「研修」等)	通常業務のうち、新型インフルエンザ等発生時に ビーク時以前から積極的に停止すべき業務 ※停止時期は個別に設定、停止期間は約8週間のイメージ

杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ等編】(概要版)

◆優先業務継続に向けた取り組み

新型インフルエンザ等発生時にS業務やA業務などの優先業務を実施または継続するためには、事前に継続するための対策を確保しておく必要がある。

◆停止業務への対応

B業務及びC業務については、業務を停止した場合の影響について事前に検討して、業務を停止することにより代替策が必要となる場合には、その内容について検討しておくものとする。

4. 業務継続のための体制 (計画第4章)

◆危機管理体制

発生 段階	危機管理体制		主な役割
未発生期	〇新型インフルエンザ等対策調整会議 (杉並区新型インフルエンザ等対策調整 会議設置要綱)	座長: 危機管理 室長	・新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事項・業務継続計画に関する事項・医療体制の確保に関する検討、備蓄品の確保・訓練の企画・実施 等
発海 生外 期	〇健康危機管理保健所対策本部 (杉並区健康危機管理保健所対策要綱)	本部長: 保健所長	・発生状況に関する情報の収集と共有 ・電話相談体制の構築 ・区民に対する情報提供 等
発生期 発生期 感染期	〇新型インフルエンザ等対策本部 (危機管理対策課) (杉並区新型インフルエンザ等対策本部 条例)	本部長: 区長	・新型インフルエンザ等対策の区方針の決定・区役所機能維持のための庁内の管理・統制・業務停止及び縮小、再開等の指示・職員への感染予防の周知・区民への外出自粛等、感染予防の実施要請・区民に対する情報提供・対応を検証して教訓を得るため、対策の実施に関わる記録を作成・保存 等
小康期	○新型インフルエンザ等対策本部廃止 ↓ ○健康危機管理保健所対策本部		・区役所機能の回復を図り、第二波に備える

※必要に応じて海外発生期から新型インフルエンザ等対策本部を立ち上げる。 ※新型インフルエンザ等対策本部設置後は、健康危機管理保健所対策本部を現地対策本部とする。

◆計画の発動

本計画は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階(厚生労働省が第一段階(海外発生期)を宣言した場合等)で早期に発動する。なお、計画の発動は区長が行う。

計画の発動に伴い、対策本部及び各部・各課は、事前に定めた業務の優先度に従い、業務の継続や停止を判断し、社会状況に適した対応を求めかにとる。

◆業務継続の判断

各業務の縮小・停止・再開の判断は、原則として、業務毎に事前に定める対応パターン及びその発動基準に基づく。 S業務やA業務を継続させるため購員の応援が必要となる場合は、課内部内で、B業務、C業務の継続・停止を調整する。 最終的に部を超えた全体的な調整は対策本部が行う。 対外的に影響が大きな業務の停止時期等は、事前に定めた対応パターンを参考にしつつ、対策本部が判断し、各部・各課に指示する。

◆人員の確保

≪勤務体制の考え方≫

業務継続のために必要な人員を確保し、職員の通勤時や勤務時の感染リスクを低減するため、通常時とは異なる勤務体制を採用する。勤務体制変更の発動は、新型インフルエンザ等の流行状況や公共交通機関の運行状況等を踏まえたうえで、対策本部が行う。

○通勤手段の変更

〇時差出勤

○宿泊(通勤時の感染を避けるため、庁舎内あるいは出先施設等に宿泊)

≪出勤状況確認≫

新型インフルエンザ等発生時には、多くの職員が罹患等により欠勤することが予想される。国内発生期から各部・各課は所定の方法により職員の出勤状況・健康状態を毎日把握する。

◆委託会社との調整

区が委託する業務についても新型インフルエンザ等の流行時に継続すべき業務(例:警備体制及びシステムの保守等)をあらかじめ特定し、それら業務を限られた従事者で遂行できる体制を委託会社などと調整する必要がある。また、感染拡大の恐れのある業務については、事務時間の短縮や使用制限、事業中止など、縮小や停止する業務について事前に委託業者などと調整し、取り決めなどを行う。

◆情報提供

≪区民への情報提供≫

○情報提供 ○電話相談(医療に関する専門的な相談、その他相談)

≪職員・関係機関等への情報提供≫

○職員 ○関係機関 ○報道機関への対応

5. 業務継続のための環境 (計画第5章)

◆職員の感染予防・拡大防止策

新型インフルエンザ等の感染等から、自らの身を守ることの必要性を自覚し、平常時から情報収集、感染予防、家庭での備蓄等に主体的に取り組む。新型インフルエンザ等の発生期における基本的な感染予防策としては、手洗い・手指消毒、不要不急の外出の自粛、対人距離の保持、感染者との接触機会の低減を実施する。また、感染拡大防止として、咳エチケットの徹底、不織布製マスクの着用等を実施する。

◆庁舎(区出先施設含む)内での感染予防・拡大防止策

庁舎内では新型インフルエンザ等に対する感染予防策を徹底し、来庁者が庁舎内で感染しないよう、 来庁の自粛要請、来庁スペースや出入口の制限などを行う。また、感染予防・拡大防止のために来庁 者に手指消毒を要請し、庁舎内の清掃・消毒体制などを強化する。

6. 検証・改善 (計画第6章)

新型インフルエンザ等の流行時に必要とされる業務が実施または継続できるよう、業務継続に関する区の現状の取り組みを踏まえつつ、継続的に計画を見直すとともに、訓練等を通じて計画を検証し業務継続力を向上させることが必要である。

国や都の行動計画見直しにより、区の行動計画を修正した場合等には、必要に応じて本計画を見直すものとする。

また、定期的に研修や訓練を実施する。